平成２４年（フ）第２１５号
兵庫県宝塚市高司５丁目１番82号サニーハイツ203
債務者　松田　芳明
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２２７号
兵庫県川西市萩原１丁目10番15―202号
債務者　西田　浩司
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４５７号
兵庫県尼崎市次屋３丁目11番41号
債務者　市　　里美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１５号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目20番18号、住民票上の住所兵庫県西宮市室川町14番21―410号
債務者　小嶋　隆明
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３３号
兵庫県西宮市新甲陽町１番11―303号
債務者　みずむしこと　石原　道子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３８号
兵庫県西宮市深津町３番18―305号、前住所兵庫県西宮市甲東園１丁目５番34―508号
債務者　五十嵐隆幸
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３９号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目６番16号フラットハイツ203号
債務者　中田　憲吾
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４５号
兵庫県尼崎市西本町７丁目１番地の１　ピュア尼崎301号
債務者　伊藤　良樹
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５号
福岡県直方市大字頓野2307番地９　県住17棟405号、住民票上の住所福岡県直方市大字感田2230番地３
債務者　西村　一代
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第５６１号
北九州市小倉北区馬借３丁目２―20―501
松丸愛方
債務者　野田　順一
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５７２号
北九州市門司区丸山２丁目１番216―601号
債務者　亀岡　民昭
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２４号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲205番地９
債務者　橋口由美子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３７号
福島県白河市会津町28番地21　フジハイツＢ、前住所福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字踏瀬11番地
債務者　上原　延枝
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１４７４号
名古屋市東区矢田４丁目３番23号　風月荘14号、従前の住所名古屋市北区東味鋺２丁目2412番地の２
債務者　岩田　有弘
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７７７号
神戸市東灘区深江本町３丁目２番11号　４Ｂ号
債務者　野田　紀子（旧姓住友）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５２号
兵庫県尼崎市稲葉元町２丁目３番１号　フローラルハイム安倉208号室、前住所兵庫県尼崎市長洲本通１丁目14番47号
債務者　伊藤　政枝
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３８号
北海道苫小牧市新明町５丁目10番12号　フォレストハイムⅡ202
債務者　齋藤　享平
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部